第十九条の十一の四第三項第二号ハ中「前号ハ」の下に「及びニ」を加え、同項第三号ロ及び第四号ロ中「第一号ハ」の下に「及びニ」を加え、同条第四項中「第四十一条の十九の四第六項」を「第四十一条の十九の四第七項」に、「同項第一号ハ」を「同項第一号ニ」に改める。

第十九条の十二第一項中「（以下この条及び次条第一項第三号ロ」に改め、同項第二号中「第二十六条の三十第二項」を「第二十六条の三十第五項」に、「次条第一項」を「次条第一項第三号」に改め、同項第四号イ中「この項、第五項」を「この号、第五項第二号」に、「以下この条及び次条第一項第三号イ」に改め、同項第六号中「第二十六条の三十第二項に」を「第二十六条の三十第五項に」に改め、同号ロ中「第二十六条の三十第六項」を「第二十六条の三十第九項において準用する同条第二項」に改め、同号ハ中「第二十六条の三十第二項各号」を「第二十六条の三十第五項各号」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同号ハ⑴中「第二十六条の三十第九項」を「第二十六条の三十第十項」に改め、同号ハ⑵中「第二十六条の三十第四項第一号イ」を「第二十六条の三十第七項第一号イ」に改め、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号を同項第七号とし、同項第十号を同項第八号とし、同条第四項中「、同項」の下に「に規定する当該投資組合契約の内容の変更又は投資組合財産持分割合」を加え、同条第七項から第九項までの規定中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十六項」に改め、同条第十三項中「第二十六条の三十第十七項」を「第二十六条の三十第十九項」に改め、同項第四号中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、同条第十四項中「第二十六条の三十第十七項」を「第二十六条の三十第十九項」に改め、同条第十六項第二号中「第四十一条の二十一第一項第一号から第四号まで」を「第四十一条の二十一第一項各号」に改め、同条第十七項第一号中「第四十一条の二十一第一項」を「第四十一条の二十一第二項」に、「国内源泉所得で同項の恒久的施設に帰せられるもの」を「対象国内源泉所得」に改め、同項第三号中「有する非居住者」を「内部取引」に、「第四十一条の二十一第一項」を「第四十一条の二十一第二項」に、「の規定の適用を受ける者」を「に規定する対象国内源泉所得に係るもの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　所得税法施行規則第六十八条の三の規定の適用については、同条第一号中「内部取引（」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十一第二項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。」とする。

第十九条の十二第十七項第五号中「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に」及び「に該当するものを含む。）」を削り、「取引」を「規定する内部取引のうち、租税特別措置法第四十一条の二十一第二項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るもの以外のもの」に改める。

第二十条第一項中「第二十七条の四第六項第一号」を「第二十七条の四第七項第一号」に改め、同条第二項中「第二十七条の四第七項第一号」を「第二十七条の四第八項第一号」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第六項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「第二十七条の四第三十項に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十八項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第三十項」を「第二十七条の四第二十八項」に、「同条第三十項」を「同条第二十八項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十九項」を「第二十七条の四第二十七項」に改め、同項第六号イ中「第二十七条の四第三十二項」を「第二十七条の四第三十項第一号イ」に改め、同号イ⑴中「第二十七条の四第三十項第一号イ」を「第二十七条の四第二十八項第一号イ」に改め、同号イ⑵中「第二十七条の四第三十項第一号ロ」を「第二十七条の四第二十八項第一号ロ」に改め、同号ロ⑴中「第二十七条の四第三十項第二号イ」を「第二十七条の四第二十八項第二号イ」に改め、同号ロ⑵中「第二十七条の四第三十項第二号ロ」を「第二十七条の四第二十八項第二号ロ」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の一項を加える。

８　施行令第二十七条の四第三十三項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる臨床試験とする。

一　我が国と同等の水準にあると認められる施行令第二十七条の四第三十三項に規定する医薬品等（次号において「医薬品等」という。）の臨床試験の実施に関する制度を有している国又は地域（以下この号及び次号において「特定国等」という。）において当該制度に基づき実施される臨床試験（当該特定国等の規制当局に届出をして実施されるもので、当該規制当局に対する届出書その他の書類において当該届出をしたことが明らかにされている場合における当該臨床試験に限る。）

二　特定国等を含む複数の国又は地域において同一の計画に基づいて実施される同一の医薬品等に関する臨床試験（当該特定国等において実施される臨床試験が前号に掲げる臨床試験に該当するものである場合における当該医薬品等に関する臨床試験に限る。）で当該特定国等以外の国又は地域において実施されるもの（当該国又は地域の規制当局に届出をして実施されるもので、当該規制当局に対する届出書その他の書類において当該届出をしたことが明らかにされている場合における当該臨床試験に限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、科学的な質及び成績の信頼性が確保されている臨床試験であることにつき厚生労働大臣の確認を受けた臨床試験

第二十条の二を次のように改める。

（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第二十条の二　施行令第二十七条の五第二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該法人が法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項）とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）

三　当該試験研究の実施期間

四　当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第二号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名